

福島県サーキュラーエコノミー促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、サーキュラーエコノミー（従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動）の実現に向け、産業廃棄物の排出抑制、資源循環を促進するための施設整備及びDX導入による産業廃棄物の適正処理の効率化、並びに処理技術の導入等を目的とした調査・研究を行う者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

2 この要綱において、「産業廃棄物の排出抑制、資源循環を促進するための施設整備」とは、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を県内に設置している事業者（以下「排出事業者」という。）及び法第14条第6項又は法第14条の4第6項の許可を福島県知事（福島県内の中核市の長を含む。）から受けている事業者（以下「処理業者」という。）が産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の推進を目的として県内に産業廃棄物処理施設等を整備する事業（以下「産業資源循環等施設整備事業」という。）をいう。

3 この要綱において、「DX導入による産業廃棄物の適正処理の効率化」とは、DX（デジタルトランスフォーメーション）の導入により、排出事業者又は処理業者による産業廃棄物の適正処理を効率化させるための事業（以下「産業廃棄物処理DX化推進事業」という。）をいう。

4 この要綱において、「処理技術の導入等を目的とした調査・研究」とは、県内の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）が産業廃棄物の排出抑制、資源循環に資する技術開発のための調査・研究を行う事業（以下「産業資源循環等調査研究事業」という。）をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金は、別に定めるところにより知事の採択を受けた福島県サーキュラーエコノミー促進支援事業計画書に基づき排出事業者及び処理業者並びに大学等（以下「補助事業者」という。）が行う事業（以下「補助事業」という。）に対して交付する。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助金は、補助事業者が補助事業を行う場合に、当該補助事業に要する別表に掲げる経費のうち必要かつ相当と認められるもの（以下「補助対象経費」という。）について交付するものとし、その額及び補助率は、別表において知事が定める額及び補助率とする。ただし、千円未満は切捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による産業資源循環等施設整備事業及び産業廃棄物処理DX化推進事業の交付申請は第1号様式、産業資源循環等調査研究事業の交付申請は第2号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 補助事業者は、前項の補助金の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、規則第5条第1項に規定する補助金の交付決定を行うにあたり、前条第2項に基づき補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税仕入税額を減額し、交付決定を行うものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 設備の型式の変更など補助事業の目的や効果に影響しない範囲での事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の総額の20%以内の減額変更
- (3) 別表に掲げる各事業区分における経費区分ごとの配分額の20%以内の増減

(変更等の承認申請)

第8条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県サーキュラーエコノミー促進支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(事前着手)

第9条 補助事業者は、やむを得ない事情により、選定委員会の承認を受けて、知事が内示した後で、交付決定の前に事業を実施しようとする場合においては、福

島県サーキュラーエコノミー促進支援事業補助金事前着手届（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取下げることができる期日）

第10条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して15日を経過した日とする。

（概算払）

第11条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払いの方法により補助金の交付をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、福島県サーキュラーエコノミー促進支援事業補助金概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、規則第11条の規定により福島県サーキュラーエコノミー促進支援事業補助金実施状況報告書（第6号様式）を補助金の交付決定のあった年度の12月31日現在における状況について、当該年度の1月10日までに知事に提出するものとする。

ただし、当該年度の12月における福島県サーキュラーエコノミー促進支援事業補助金概算払請求書（第5号様式）の提出をもってこれに代えることができるものとする。

（実績報告）

第13条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、福島県サーキュラーエコノミー促進支援事業補助金実績報告書（第7号様式）により、事業完了の日（事業中止・廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日（全額概算払により補助金の交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 補助事業者は、規則第6条第1項第3号の規定に基づき、知事の指示を受けて補助事業の完了予定期日を変更した場合において、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合は、福島県サーキュラーエコノミー促進支援事業補助金年度終了実績報告書（第8号様式）を速やかに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、規則第14条の規定に基づき、当該報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに福島県サーキュラーエコノミー促進支援事業補助金消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該仕入消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付請求)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、速やかに福島県サーキュラーエコノミー促進支援事業補助金交付請求書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産(以下「処分制限財産」という。)を知事の承認を受けないで、譲渡し、交換し、貸し付し、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

ただし、補助事業者が規則第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間(以下「処分制限期間」という。)を経過した場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書(第11号様式)に記帳整理し、第1項に規定する期間内備えて置かなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(書類の提出部数)

第19条 この要綱の規定に基づき知事に提出する書類は、知事が別に定める部数とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月17日から施行し、第16条の規定は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費

事業区分	経費区分	経費内容	補助率
産業資源循環等 施設整備事業	機械装置・ 工具器具費	補助事業を実施するために直接必要な機械装置、工具器具の購入、据付け、又は改良に要する経費	【汚泥、廃プラスチック類及びばいじん（石炭火力発電所から排出されるものに限る）に係るもの】 補助額：12,000千円以内 補助率：3分の2 【上記以外】 補助額：12,000千円以内 補助率：2分の1
	構築物費	補助事業を実施するために直接必要な構築物の建造、改良、購入に要する経費	
	その他	その他補助事業を実施するために直接必要な経費	
産業廃棄物処理 D X化推進事業	機械装置・ 工具器具費	補助事業を実施するために直接必要な機械装置、工具器具、ソフトウェアの購入、据付け、又は改良に要する経費	補助額：3,000千円以内 補助率：2分の1
	構築物費	補助事業を実施するために直接必要な構築物の建造、改良、購入に要する経費	
	委託料	外注等などの委託に要する経費	
	リース料	補助事業を実施するために直接必要な機械装置、サービス等の借用費	
	その他	その他補助事業を実施するために直接必要な経費	
産業資源循環等 調査研究事業	調査・研究 設備等設置 費	補助事業を実施するために直接必要な機械装置、構築物の購入、設置、改良に要する費用	補助額：500千円以内
	消耗品費	補助事業を実施するために直接必要な原材料費及び消耗品費	
	報償費	技術指導を受ける際に要する謝金	
	委託料	外注加工、委託分析、大学研究者への研究委託等に要する経費	
	通信運搬費	補助事業を実施するために直接必要な通信費、運搬費	
	リース料	補助事業を実施するために直接必要な機械装置等の借用費	
	その他	その他補助事業を実施するために直接必要な経費	

注1 排出事業者又は処理業者が行う産業廃棄物を使用した試験等（実証事業など）は、産業資源循環等施設整備事業に該当する。

注2 他から転用が可能と認められる機械装置・工具器具等は、補助対象経費とはならない。

注3 消費税及び地方消費税仕入控除税額は、補助対象経費とはならない。